

令和7年1月7日

運賃協議会設置に係る上田市公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

1 内容

上田市公共交通活性化協議会設置要綱を改正し、協議会内に地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するための「運賃協議会」を設置するもの。

2 経緯

令和5年10月1日に改正道路運送法が施行されたことに伴い、これまで一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関する事項については、地域公共交通協議会（上田市公共交通活性化協議会）において協議することとしていたものが、公聴会等により住民等の意見を聴取した上で、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定した形で、別の協議体により協議を行う運用に変更となった。

そのため、上田市公共交通活性化協議会設置要綱を改正し、運賃協議会を設置する必要が生じた。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

3 改正の内容について

[協議資料4-2](#)・[協議資料4-3](#)を参照

4 運賃協議会委員名簿について

[協議資料4-4](#)を参照

上田市公共交通活性化協議会設置要領

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会(以下「法定協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 法定協議会の事務所は、上田市役所(上田市大手一丁目11番16号)に置く。

(協議事項)

第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通利便増進実施計画(以下「実施計画」という。)の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善計画(以下「改善計画」という。)の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は、上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 副会長は、委員の中から互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

- 2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 法定協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。
- 7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合においては、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、

必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議会)

第11条 法定協議会に、地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項及び第9条の3第3項の規定による運賃協議会を設置する。

(運賃協議会の協議事項等)

第12条 運賃協議会の協議事項は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項とする。

2 前項に規定する協議事項の協議をするときは、法第9条第5項に規定する必要な措置が講じられていなければならない。

(運賃協議会の組織等)

第13条 運賃協議会は、前条第1項に規定する協議事項の協議の都度、次に掲げる者で組織する。この場合において、法定協議会の委員を充てられるときには、法定協議会の委員を充てるものとする。

- (1) 当該路線等をその区域に含む市町村の長又は都道府県の知事が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長が指名する者
- (4) 第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 運賃協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

3 運賃協議会の会長は上田市都市建設部長とし、副会長は会長が指名する者とする。

4 会長は、運賃協議会を代表し、その会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

6 運賃協議会に、必要に応じてオブザーバーを置く。

(運賃協議会の議決等)

第14条 協議会の議決方法は、原則、前条第1項に規定する者の出席者全員の賛同をもって決定する。

2 委員は、都合により運賃協議会を欠席する場合は、代理者を出席させることができる。

3 会長は、協議事項が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決することができる。

4 運賃協議会の議決をもって、法第9条第4項又は第9条の3第3項に規定する運賃等について協議が整ったときとする。

(運賃協議会の公開)

第15条 運賃協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な

議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行う。

(事務局)

第16条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第17条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

(上田市公共交通活性化協議会規約の廃止)

上田市公共交通活性化協議会規約(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

(上田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

上田市地域公共交通会議設置要綱(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 5月31日から施行する。

この要綱は、令和元年 5月29日から施行する。

この要綱は、令和2年 2月14日から施行する。

この要綱は、令和2年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和3年 6月 1日から施行する。

この要領は、令和6年 1月 7日から施行し、令和6年12月21日から適用する。

新旧対照表

改正案 上田市公共交通活性化協議会設置要綱	現行 上田市公共交通活性化協議会設置要綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項、<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項</u>及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 法定協議会の事務所は、<u>上田市役所（上田市大手一丁目11番16号）</u>に置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (5) 交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (6) 交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項 <p>(組織)</p> <p>第4条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条）第6条第1項、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項</u>及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 法定協議会の事務所は、<u>上田市大手一丁目11番16号上田市役所内</u>に置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項 (5) 交通計画、実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (6) 交通計画、実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項 <p>(組織)</p> <p>第4条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p>

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は、上田市都市建設部長をもって充てる。

2 会長は、法定協議会を代表し、その会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 副会長は、委員の中から互選する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

2 会長は法定協議会を代表し、その会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 副会長は、委員の中から互選する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 法定協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。

7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合においては、第2項及び第4項の規定を準用する。

~~8 前6項に定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。~~

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議会)

第11条 法定協議会に、地域における需要に応じ、住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項及び第9条の3第3項の規定による運賃協議会を設置する。

(運賃協議会の協議事項等)

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が召集し、議長となる。

2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 法定協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。

7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

8 前6項までに定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第12条 運賃協議会の協議事項は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項とする。

2 前項に規定する協議事項の協議をするときは、法第9条第5項に規定する必要な措置が講じられていなければならない。

(運賃協議会の組織等)

第13条 運賃協議会は、前条第1項に規定する協議事項の協議の都度、次に掲げる者で組織する。この場合において、法定協議会の委員を充てられるときには、法定協議会の委員を充てるものとする。

(1) 当該路線等をその区域に含む市町村の長又は都道府県の知事が指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長が指名する者

(4) 第1号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 運賃協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

3 運賃協議会の会長は上田市都市建設部長とし、副会長は会長が指名する者とする。

4 会長は、運賃協議会を代表し、その会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

6 運賃協議会に、必要に応じてオブザーバーを置く。

(運賃協議会の議決等)

第14条 第14条 協議会の議決方法は、原則、前条第1項に規定する者の出席者全員の賛同をもって決定する。

2 委員は、都合により運賃協議会を欠席する場合は、代理者を出席させることができる。

3 会長は、協議事項が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決することができる。

4 運賃協議会の議決をもって、法第9条第4項又は第9条の3第3項に規定する

運賃等について協議が整ったときとする。

(運賃協議会の公開)

第15条 運賃協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行う。

(事務局)

第16条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第17条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和7年1月7日から施行し、令和6年12月21日から適用する。

(事務局)

第11条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

令和6年度 第1回 上田市運賃等協議会委員名簿(案)

令和7年1月7日現在

区 分	所 属	職 名	氏名(敬称略)
国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの	国土交通省 北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門官	山岸 康範
上田市長が指名するもの	上田市 都市建設部	部長	佐藤 安則
	東御市 商工観光課	課長	山崎 直樹
交通事業者	千曲バス㈱	取締役 営業本部長	白鳥 明
住民又は利用者の代表	上田市自治会連合会 副会長 (丸堀町自治会長)	副会長	小林 芳夫

区 分	所 属・職 名	職 名	氏 名
事務局	上田市 都市建設部 交通政策課	課長	横沢 紀一
	〃	課長補佐 兼 交通政策担当係長	坂口 芳昭
	〃	交通政策担当係長	中澤 政道
	〃	主事	一本鎗 充礼
	〃	主事	木角 圭汰
オブザーバー	合同会社萬創社(ばんそうしゃ)／名古屋大学	代表／客員准教授	福本 雅之

※交通事業者については、当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般常用旅客自動車運送事業者にご参加いただく。

※住民代表については、運賃設定によって影響を受ける地域の代表者に、随時委員としてご参加いただく。

※今回は祢津線の新規運行ルートが東御市内を通過するため、東御市商工観光課様にご参加いただく。